農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

令和 年 月 日

青梅市農業委員会

会長 加藤仁志殿

 譲 受 人

 (賃借人) 氏名
 (使用借人)

 譲渡
 人

 (賃貸人)
 氏名

 (使用貸人)

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定によって届け出ます。

1 当事者の氏名、住所および職業

当事者の 別	氏	名	住	所	職業
譲受					
(賃借人・使用借人)					
譲渡					
(賃貸人・使用貸人)					

2 土地の所在、地番、地目および面積ならびに所有者および耕作者の氏名および住所

土地の所在	地	番	地	目	面	積	土地所有者	耕作者
工和专用压	7.1		登記簿	現 況		m²	氏名、住所	氏名、住所
計	m	i (日	1	m²	畑		mª 採草放牧地	1 m²)

連絡先

処	台帧	長照1					
	市往	钉化[区域	相続特例	生産緑地	開発	残土
理状況	自	作	地	備考			
况	転		売				

受理書受取人	委任状
本 人代理人	ありなし

3 権利を設定、移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定 移 転 の 別	権利の設定 移転の時期	権利の存続期間	その他
所 有 権 賃 借 権 使用貸借権	移 転 設 定	受理通知後 年 月 日	永 久 年	

4 転用計画

転用の目的						許可を男 都市計[-						号
	エ	事	着	エ	時	期		エ	事	完	了	時	期
転用の時期			年		月	日			4	年	J	月	目
転用の目的にかかる事業											盛	土	m
または施設の概要											切	土	m

5_	転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要	

記載注意

- (1) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称および代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- (2) 譲受人および譲渡人が2人以上で記載欄に記入できない場合は、別紙に本届出書と同じ 様式で記載する。
- (3)「転用の目的にかかる事業または施設の概要」欄には、事業または施設の種類、数量および面積、その事業または施設にかかる取水または排水施設等について具体的に記入する。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

令和 年 月 日 書類提出日を記入

青梅市農業委員会

会長 加 藤 仁 志 殿



下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定によって届け出ます。

1 当事者の氏名、住所および職業

当事者の 別	氏	名	住	所	職業
譲 受 人 (賃借人・使用借人)	青梅:	太郎	青梅市東青梅〇丁目〇	○番地○号	会社員
譲 渡	東京	花 子	青梅市東青梅〇丁目〇	○番地○号	農業

2 土地の所在、地番、地目および面積ならびに所有者および耕作者の氏名および住所

	土地の所在	地	番	地	目	面	積	土地所有者	耕作者
	上地の別任	地	田	登記簿	現 況		m²	氏名、住所	氏名、住所
	東青梅〇丁目	00	番	畑	畑	00	00	譲渡人に同じ	譲渡人に同じ
				_	<u> </u>				
Į	見況 については、訳	累税 地	目を記	記入				│ 500 ㎡以上の	場合は開発行為にか
>	※不明ならば、事業	務局で	記入	します				かわる場合があ	るため確認が必要と
_		_						、 。 かります	

計OOO m² (田

㎡ 畑 ○○○ ㎡ 採草放牧地

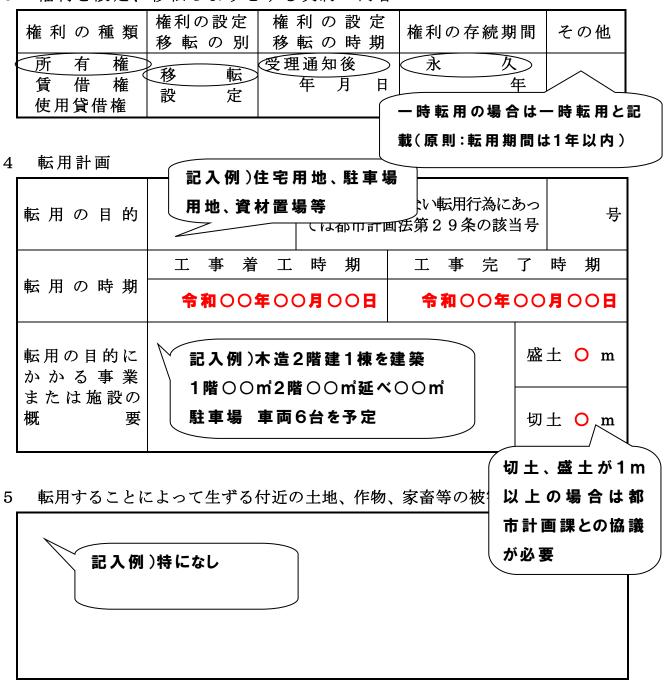
m²)

連絡先

処	台帧	長照1					
理	市往	钉化 [区域	相続特例	生産緑地	開発	残土
状	自	作	地	備考			
況	転		売				

受理書受取人	委任状
本 人 代理人	ありなし

担当者名、電話 番号を記入 3 権利を設定、移転しようとする契約の内容



記載注意

- (1) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称および代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- (2) 譲受人および譲渡人が2人以上で記載欄に記入できない場合は、別紙に本届出書と同じ 様式で記載する。
- (3)「転用の目的にかかる事業または施設の概要」欄には、事業または施設の種類、数量および面積、その事業または施設にかかる取水または排水施設等について具体的に記入する。

農地法第5条の転用届出手続き(市街化区域)

市街化区域内の農地を農地以外に利用する目的で所有権の移転、賃借権等の使用収益権を設定する場合は、農業委員会へ届出の手続をしてください。

V '0	
どなたにも添付していただく書類	
1 届出書(印鑑証明書の印を押印)	1通
2 申請者(譲受人・譲渡人)の印鑑証明書	各1通
3 公図	1 通
4 案内図	1 通
5 土地登記事項証明書(届出地1筆につき)	1 通
該当される方に添付していただく書類	
6 委任状(印鑑証明書の印を押印)(受理通知書を代理人の力	が受領
される場合)	1 通
7 「青梅市土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例」	
の適用を受ける場合は、都市計画課の発行する『事前協議済	
書』の写し	1 通
8 届出者が未成年者の場合は、親権関係のわかる戸籍謄本お	
よび住民票	1 通
9 都市計画法の開発行為に該当する場合は『開発行為の許可	
書』の写し	1 通
(許可書のほかに許可条件の部分および図面も必要です。)	
10 相続登記未了で、相続人よる届出の場合は『遺産分割協議	
書の写し』および相続関係のわかる戸籍・除籍の謄本ならび	
に本籍地の表示がある住民票	1 通
分割協議が終わっていないときは相続人全員で届出をして	
いただきますが、相続関係のわかる戸籍・除籍の謄本ならび	
に本籍地の表示がある住民票も添付していただきます。	
相続関係のわかる戸籍・除籍の謄本の必要な範囲について	_
は事務局に御確認ください。	
11 土地登記事項証明書に記載されている所有者の住所と現住	
所が異なる場合は住所の異動状況がわかる住民票または戸籍	
の附票	1 通
なお、転居等がなく住居表示の変更により土地登記事項証明書に記載されている住所と思わるときは、民任地の声照材	
明書に記載されている住所と異なるときは、居住地の市町村で発行される住民書子亦再の証明書も近け、アイださい	
で発行される住居表示変更の証明書を添付してください。	.». (c.) .

※ くわしく知りたい方は、農業委員会事務局まで、おたずねください。

農業委員会事務局 電話 22-1111 内線(2349)

届出の締切日は、毎週金曜日(閉庁日の場合は、その前日の開庁日)です。受理通知書の交付は、原則締切日の翌日から2~3日後となります。(※届出の件数によっては、相応の期間を要する場合がありますので、件数が多い場合には事前にご相談ください。)なお郵送でのやり取りを御希望の方は、返信用封筒を同封願います。

農地法第4条および第5条の転用を申請される方へ 固定資産税・都市計画税が上がる場合があります。

固定資産税・都市計画税は毎年1月1日が賦課期日です。それ 以前に農地法第4条および第5条の届け出(許可)を行った土地 については、翌年度から**現況が農地のままであっても税額が大幅** に上がる場合があります。この土地は近い将来において宅地等と して利用されることが明白であり、現況は農地の形態をなしてい ても、すでに宅地としての潜在的要素を備えていると考えられる からで、宅地介在農地となります。今まで市街化区域農地、生産 緑地、市街化調整区域内の一般農地だった土地はご注意下さい。

詳しくは課税課土地係まで、おたずねください。

電話 2 2 - 1 1 1 1 内線 2 1 8 4